

# 湯河原町地域防災計画の修正について

## 1 趣旨

本町の地域に関し、町及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、住民の協力のもとに、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として作成された「湯河原町地域防災計画」について、災害対策基本法第42条に基づき、修正しようとするもの。

### 【湯河原町地域計画防災計画の構成】

#### 計画編

第1部 総則	第2部 地震災害予防計画
第3部 地震災害応急対策計画	第4部 風水害等災害予防計画
第5部 風水害等災害応急対策計画	第6部 特殊災害対策計画
第7部 復旧・復興対策計画	第8部 東海地震事前対策計画

#### 資料編

1 条例・規定関係	2 関係機関等一覧関係
3 様式関係	4 協定関係

### 災害対策基本法 抜粋

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

## 2 修正の概要

- ・災害対策関連法の一部改正等に基づく修正
- ・前回修正からの時点修正

## 3 災害対策関連法の一部改正等に基づく修正

### (1) 「避難勧告」と「避難指示」の一本化及び「避難情報」の名称変更

#### 【経緯等】

災害対策基本法の一部改正（令和3年5月）に伴い、大雨等による災害の危険度をわかりやすく伝えられるよう、各警戒レベルにおける「避難情報」の名称が見直された。

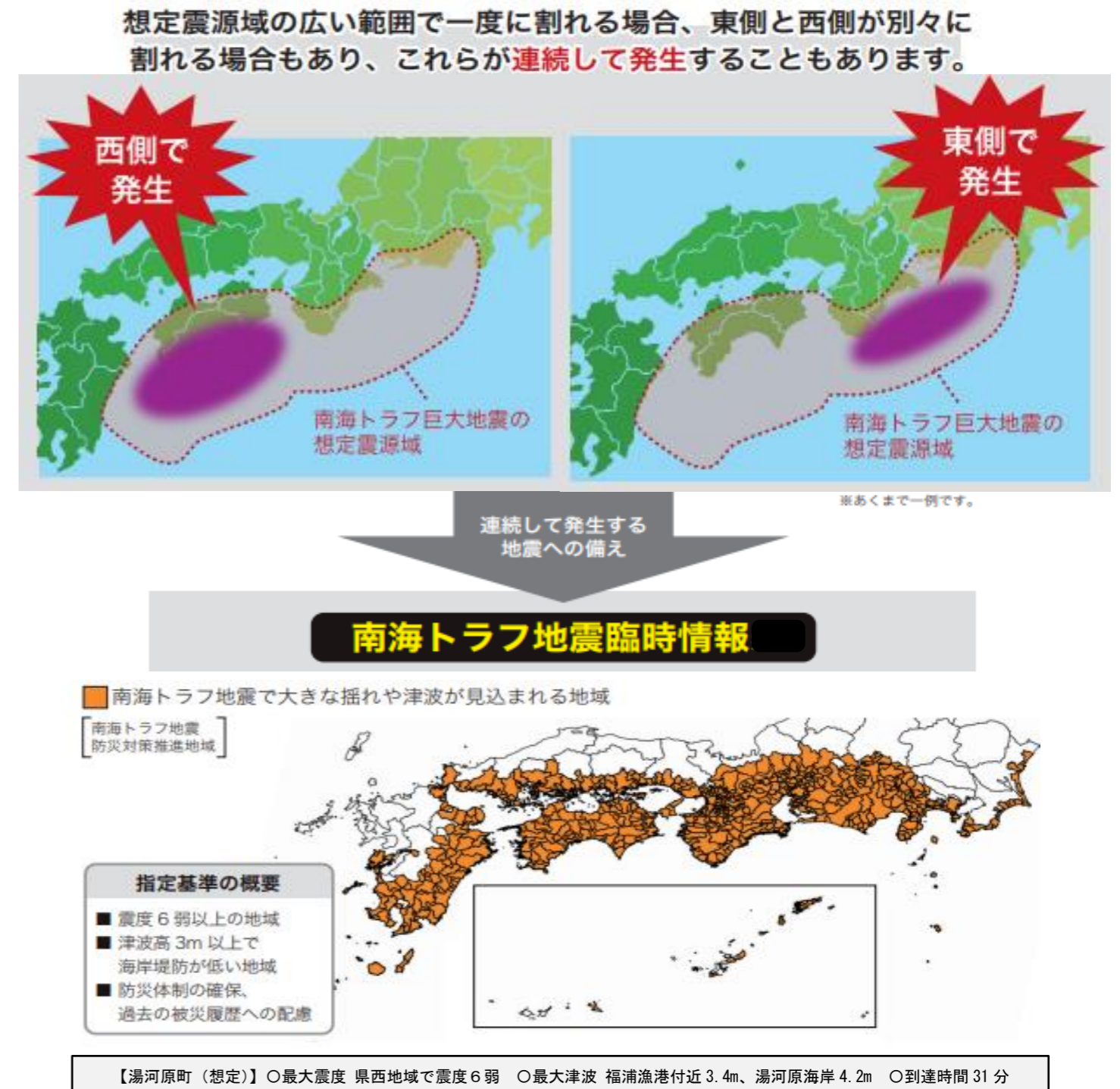
警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保 （避難勧告又は切迫）	災害発生情報 （発生を認識したときに発令）
4	避難指示 （ひなんしじ）	避難指示（緊急） 避難勧告
3	高齢者等避難 （こうれいしゃどうろひなん）	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	早期注意情報 （気象庁）	早期注意情報 （気象庁）

## (2) 「南海トラフ地震防災対策推進計画」の追加

### 【経緯等】

気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始（平成29年11月）に伴い、南海トラフ想定震源域で大きな地震が発生した場合、時間差で発生する地震の可能性や調査結果などを、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」として発表することになった。

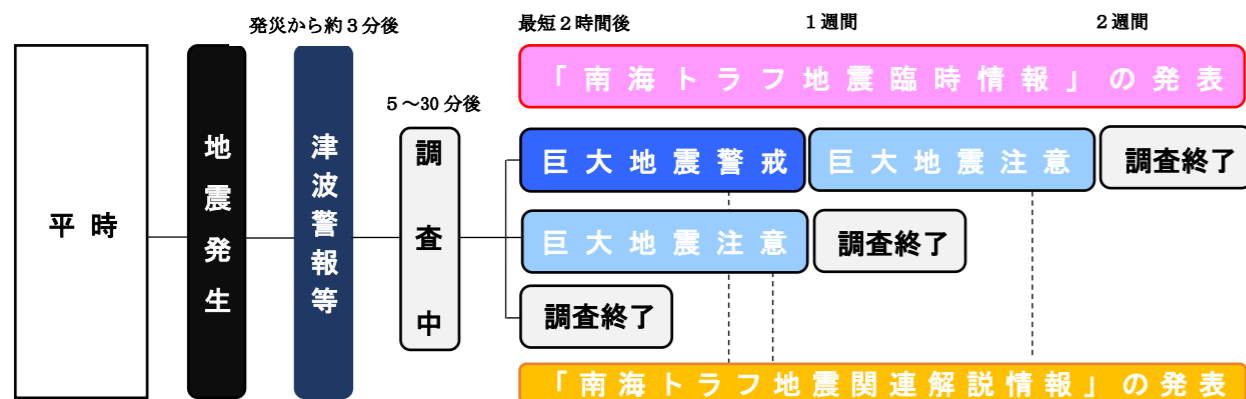
また、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている本町は、「南海トラフ地震臨時情報」に基づく対策として、地域防災計画の中に推進計画を定めるよう努めるものとされた。



【「南海トラフ地震防災対策推進計画」の概要】

南海トラフ地震想定震源域の西側等で発生した地震や津波警報等の程度に応じた災害応急対策を行いつつ、時間差で発生する後発地震に備えるため、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」の内容に応じた防災対応について計画するもの。

時間差で発生する後発地震に対する対応



「南海トラフ地震臨時情報」				
	調査中	巨大地震警戒	巨大地震注意	調査終了
方針	巨大地震警戒の発表に備えた準備行動	後発地震に備え、1週間、災害応急対策を実施	後発地震に備え、1週間、日頃からの備えを再確認	大規模地震が発生する可能性がなくなったわけではないことに注意しながら通常の生活に戻る。
配備	事前配備 対策会議の開催	3号配備 災害対策本部を設置	事前配備 対策会議の開催	
主な災害対策	○関係機関との受伝達体制の確保 ○準備行動 ・各種施設等の点検 ・危険箇所の把握、点検 ・避難場所の確保、点検 ・初動体制の確認	○避難等対策 ○町施設等に関する対策 ○関係機関との連携 ○帰宅困難者への対応	○日頃からの備えを再確認する呼びかけ ○関係機関との連携 ○帰宅困難者への対応	

※気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」の種類

- 【調査中】南海トラフ地震想定震源域及びその周辺でM6.8程度以上の地震が発生、又は通常とは異なる「ゆっくりすべり」等が観測された際、南海トラフ地震との関連性を調査していることを発表する。
- 【巨大地震警戒】南海トラフ地震想定震源域においてM8.0以上の地震が発生した場合、最短2時間程度で発表する。
- 【巨大地震注意】南海トラフ地震想定震源域においてM7.0以上M8.0未満、又は想定震源域の外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生、もしくは通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測された場合、最短2時間程度で発表する。
- 【南海トラフ地震関連解説情報】観測された異常な現象の調査結果を発表した後に状況推移等を発表する。

(3) 要配慮者利用施設における「避難確保計画」の提出及び訓練実施報告の義務化【経緯等】

津波（津波法）、土砂災害（土砂災害防止法）、洪水（水防法）の各種警戒区域内に所在する要配慮者利用施設（病院、福祉施設、学校等）は、各法令により「避難確保計画」の提出及び訓練実施の報告が義務化され、当該要配慮者利用施設の名称と所在地を地域防災計画に明記することになった。

4 前回修正からの時点修正

(1) 神奈川県による各種災害警戒区域等の指定及び公表

- ・令和元年8月 洪水浸水想定区域（修正・公表）
- ・令和元年12月 津波災害警戒区域（新規・指定）
- ・令和2年3月 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）（新規・指定）
- ・令和3年5月 高潮浸水想定区域（新規・公表）

(2) 横浜地方気象台による「警報・注意報発表基準」の変更

大雨警報等の発表基準（数値）の変更による同基準一覧表の差し替え

(3) 町による追加事項

ア 協定書の追加

【協定書の一例】

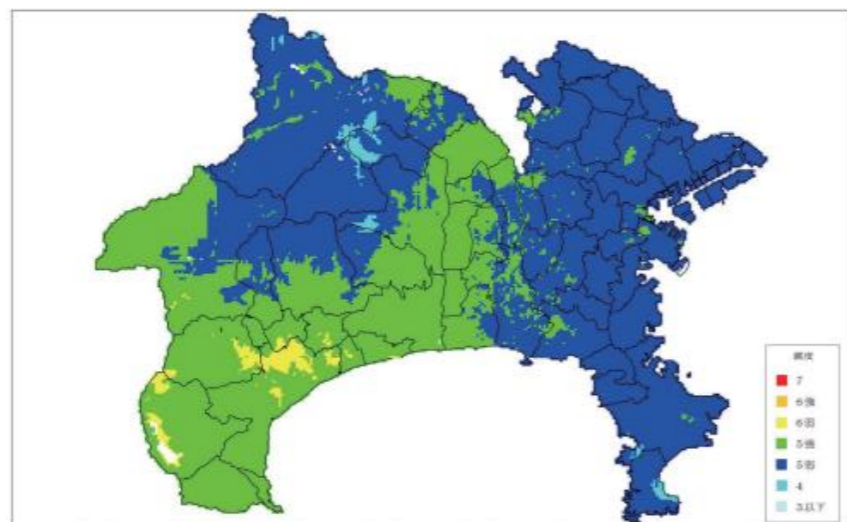
- 「災害時における障がい者等の緊急受入れに関する協定書（令和4年3月31日）」  
（神奈川県立小田原養護学校 湯河原校舎）
- 「災害初動対応に関する協定書（令和4年6月17日）」  
（湯河原町建設振興会）

イ 指定緊急避難場所の変更等

- ・こごめの湯の追加（観光会館減築に伴う温泉場区の避難所確保）
- ・温泉場臨時駐車場の追加（JCHO湯河原病院移転に伴う温泉場区の避難場所確保）
- ・若宮公園の追加（中央区の避難場所確保）



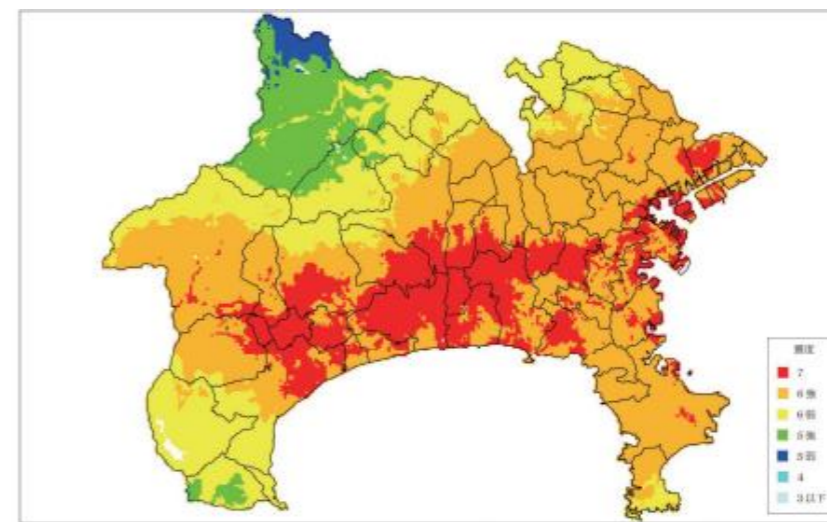
南海トラフ巨大地震の被害想定



最大震度	最大津波高 (m)	建物被害 (人)	人的被害 (人)	避難者数 (人)	帰宅困難者 (人)
5強	4.2	全壊 30 半壊 200	死者 * 重症 *	340	740

\* : わずか

【参考】 地域防災計画で対象とする想定地震（大正型関東地震）



最大震度	最大津波高 (m)	建物被害 (人)	人的被害 (人)	避難者数 (人)	帰宅困難者 (人)
6弱	6.2	全壊 120 半壊 780	死者 110 重症 10	1,250	740